「休眠預金等活用法」に関するお知らせ

お手元に長い間ご使用になっていない預金通帳・証書はございませんか

お預け入れいただいたまま、長い間出し入れがなく、お取引の動きのない状態になっている預金 はございませんか。

当金庫では、このような預金も引き続きお預かりしています。預金通帳・証書とお届出印の確認など、所定の手続きを経たうえで払い戻すことができますので、いま一度ご確認をお願いします。

また、休眠預金等活用法に基づく休眠預金となった場合でも、当金庫を通じて、引き続き払い戻すことができます。

なお、預金通帳・証書やお届出印が見当たらない場合でも、ご本人の預金であることが確認できれば払い戻しができますので、ご本人が確認できる資料のほか、口座の支店名、口座番号がわかるもの等をご用意のうえ、当金庫本支店の窓口までご照会・ご相談ください。

【関連リンク】「休眠預金等活用法特設ページ」(金融庁ホームページ)

https://www.fsa.go.jp/policy/kyuminyokin/kyuminyokin.html